



義務化されます

住宅用火災警報器

を設置しましょう

消防法の改正により、全国一律に
住宅用火災警報器などの設置が義務
づけられます。

バーチャルマスコット

「ふじ助」



どうすればいいの？

住宅用火災警報器Q&A

Q いつから義務化されますか？

A 新築住宅は、平成18年6月1日からです。既に建てられている住宅については平成21年5月31日までに設置してください。

Q 設置する場所及び取り付け位置はどこですか？

A 設置する場所は、主に寝室です。2階建ての住宅で2階に寝室がある場合は、階段の上部にも設置が必要です。取り付け位置は下の図をご覧ください。



天井取り付け型



壁掛け型

Q どこで販売しているのですか？

A 市内のホームセンター及び電気店などで販売しています。詳しくは、各店舗へお問い合わせください。

◆富士市は、日本消防検定協会による鑑定品のものを推奨します。鑑定品には下のマークがついています。



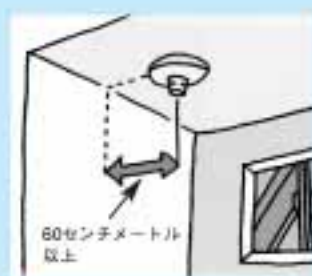
Q 自分でも取り付けられますか？

A 種類によって自分でも取り付けることができます。乾電池タイプのものであれば、ドライバ1本で取り付けることができます。交流電源タイプの場合は、配線工事などが必要な場合があります。

住宅用火災警報器の取り付け位置

◆天井の場合

住宅用火災警報器の中心を壁から60センチメートル以上離します。



◆天井にはりなどがあ
る場合

住宅用火災警報器の中心をはりから60センチメートル以上離します。



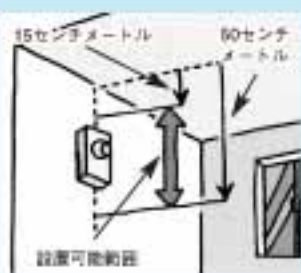
◆天井付近にエアコン
などの吹き出し口が
ある場合

換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1・5メートル以上離します。



◆壁の場合

天井から15～50センチメートル以内に住宅用火災警報器の中心が来るようにします。



悪質な訪問販売にご注意ください！

消防職員や消防団員が住宅用火災警報器や消火器などを訪問販売することはありません。

詳しい問い合わせは・・・ 消防本部 予防課

☎55-2859 ☎53-4633

✉ syoubou@div.city.fuji.shizuoka.jp